

松江家庭裁判所委員会（第7回）議事概要

- 1 日時
平成18年5月9日（火）午後1時30分～午後4時00分
- 2 場所
松江家庭裁判所大会議室
- 3 出席者
（委員長）西島幸夫
（委員）熱田幹裕，太田雅也，小原千明，澤アツ子，水野彰子，山下由紀恵，
米田容子（五十音順敬称略，2名の委員は欠席）
（説明者）松下事務局長，中嶋首席家裁調査官，秋村首席書記官
（庶務）川西総務課長，星野総務課課長補佐
- 4 議事（発言者 ■委員長，○委員，●説明者）
 - (1) 委員長あいさつ
 - (2) 前回指摘事項に対する回答，説明
総務課長から次のとおり説明を行った。
 - ア 庁舎設備上の問題
殺風景と指摘のあった少年待合室に観葉植物，絵本を置くなど改善したほか，すべての待合室の蛍光灯を明るい色に変更，また，庁舎のトータル的な改善のため全庁的な環境改善プロジェクトを立ち上げて検討を始めた。
 - イ 来庁者への対応の問題
各部屋で話し合いを持ち，来庁者に対して親切な暖かい対応を心がけるよう再度認識を新たにした。
委員から次のような意見があった。
 - 裁判所の玄関は正面と裏口，通用口があるようだが，来庁者が裏口を利用することもあるのか。
 - 裏のほうに広い駐車場があることから，裏口の利用者も結構多い。
 - 正面玄関はそれなりの改善をされたようだが，裏口，通用口についてももう少し工夫されてみてはどうか。
 - 前回委員会時に訪れたときより，庁舎内が非常に明るくなった。委員会での意見について，早速改善に取り組んでいただけたことは嬉しく思う。また，前回出た個々の意見について，きちんと対応され今回報告いただけた点は，高く評価できる。このような形で外部の意見に取り組む姿勢を示されることによって，今後とも意見を述べようという気持になる。
 - みなさまの声の投書箱を開ける頻度はどのくらいか。
 - 週に一度である。
 - 中に投書があれば私のところにまわってくるので，関係部署に内容を知らせて，問題点の検討を行っている。数はそれほど多くはない。
 - 苦情の種類はどういったものか。

- 職員の接遇に関するものがほとんどである。
- 郵便局，スーパー等で，利用者の声とその対応が貼りだしてあるところがあるが，利用者の声によって改善した結果を公表することにより，利用者も自分達の声が生かされることに手応えを感じ，提言していこうという気持が生まれる。
- (3) 裁判員裁判用法廷等の見学

裁判員裁判用法廷として改修された31号法廷，刑事手続準備室の見学を行った。
- (4) テーマ「積極的広報活動のあり方」について

松江家庭裁判所の広報活動の現状について，事務局長から説明を行った。

事務局長説明

 - ・パンフレット，リーフレット等の配布先
 - ・ホームページ
 - ・広報用ビデオ
 - ・裁判所見学会，出前講義
 - ・憲法週間，法の日週間行事
 - ・地域との連携（各種協議会，講演会）

意見交換の内容は次のとおり
- 最近ホームページを覗いたが，大変きれいになっていた。ただ，最高裁判所のホームページからアクセスし，松江家裁の議事概要を見ようと思ったが，なかなかたどり着けなかった。見た目は美しく取っつきやすいホームページではあるが多少使い勝手が悪いところがある。
- 3月にホームページをリニューアルし，現在記事掲載途上であり使い勝手が悪いということがあるかもしれない。工夫していく余地もあるので御意見をいただきたい。
- どこの裁判所のホームページを覗いても同じ書式だが，全国統一の基本的なフォーマットがあるのか。
- 枠組みは基本的なものがあるが，各庁で作成した記事を掲載することになるのでオリジナル性は出していけると思う。
- オリジナル性が出ると見ている方も楽しい。
- 前回の家裁委員会の意見を受けて，改善された点とかもホームページ上に掲載すると良いのではないか。
- ホームページの閲覧者として，どういった方を対象としているのか明確でないように思った。いろいろな用途に応じて情報を利用する方が出てくると思われるが，見やすさという点についてだけでも，しばらくモニターを置くとかして工夫してみてはどうか。
- 書き込みができるようにしてはどうか。庁舎内に意見箱を設けるのと同じように思う。

- 裁判員制度についてだが、よく広報活動をなさっていることは承知しているが、「裁判員制度」という言葉は知っていても制度の理解はされていないのが現状である。関心を持っている人は、まだまだ少ないのではないかと。
- 事業主に対するピーアールもまだ不足している気がする。事業主に制度の内容を知ってもらわないと、裁判員として参加する場合に従業員も勤めを休みにくい。事業主の理解を求めることは大変重要である。また、家庭の主婦は情報に接する機会が少ないので、さらに関心が薄いと思われる。どういふふうに働きかけていけばいいのか工夫が求められる。
- 確かに、事業主の理解を求めないと従業員も裁判員として参加できないだろう。仕事を休んだことで不利益な扱いは受けないことになっているが、休んだ間の給料までは保障されない。ただ何らかの手当は必要だろうということで議論はされている。また、学生に対する広報は今後必要だろうと考えている。特に教職員の方にまず理解していただき、授業の中で取り上げていただければと考えている。事業主と教職員の方にどう働きかけていくかが当面の課題である。今後、事業主に関しては商工会議所、青年会議所、ロータリークラブとかライオンズクラブとかに出かけて行きたい。教職員については校長会とかの機会に説明に出向けたらと考えている。
- 説明には誰がいくのか
- 裁判官あるいは職員が出かけている。
- 西部地区も説明に出向いてもらえるのか。
- 西部の裁判所の職員が対応するので、そういう機会があればお知らせ願いたい。
- 選挙制度と同じで義務教育の中できちんと学んで行くことが大切である。島根大学の教育学部の学生のカリキュラムの中に裁判員制度を取り込んでもらうのも効果的であろう。
- 島根県は東西に長く、裁判員に選ばれた場合の西部地区の負担は大きいので、西部地区の広報も大切である。
- パンフレット等は中央調達のようなものであるが、各庁ごとに作成されることはないのか。
- 各庁単位で作成することはほとんどないが、お手元に配布してある裁判員制度のパンフレットの中には広島高裁で作成されたものもある。
- 裁判員制度の説明会は、これまでかなりの頻度で行われているようだが、その割には県民への周知がなされていないのではないかと。広報は反復と集中が基本である。裁判所における当面の広報活動の目玉は裁判員制度であろうと思われるが、向こう3年間という限られた期間で効果的な広報を展開していくには年度ごとの明確なアクションプログラムが必要である。
- 各地で努力している割には、効果が今ひとつ現れていない。そろそろ裁判員制度の内容について理解していただかなければならない時期であるが、内

- 容広報とともに、まだまだ制度の周知広報も行っていかなければならない。
- 全国的に展開される広報とは別に、地域の実情にあわせて各地家裁単位で独自の広報を地域の隅々まで徹底していくことが得策だろう。
 - 裁判員制度の広報は弁護士会、検察庁、裁判所の三者が連携を取り合いながら行っている。お金の問題、人の問題もあり、裁判員制度広報のための人員は増えていない中で効率的、効果的な広報を行っていかなければならない。
 - あまり関心のない人に見てもらうには、新聞広告をでかでか打つとか、テレビでスポット広告を流すとかが一番いい。パンフレットとかチラシはあまり見ない。
 - 新聞・テレビ等のメディアで、有名タレントを起用して行くと効果的である。
 - 限られた期間に、県民に対し周知を行うには、組織的、計画的に広報を行うことが必要であり、そのためにはどう動いたらよいかを考えていかなければならない。例えば県、市といった地方自治体あるいは教育関係への働きかけを中央レベルで行っていく必要がある。社会教育という雑誌に「裁判員制度と社会教育」という特集が組まれていたが、その中に地域の活動の拠点である公民館等を利用した啓発活動が紹介されていた。島根県の公民館ですぐ取り組めるかということそうもいかない面もあるが、どういようにすれば効果的な啓発活動ができるのか思い巡らしているところである。
 - 中央では裁判制度に関係する各省庁の連絡会議があり、そこで基本方針を決めているが、上の方で決められたことが伝わっていないこともあるようで、上の指示がないとなかなか動いてもらえないことが多く、各自治体により対応もまちまちだ。基本的な方針がはっきり打ち出してあれば、どんどん動いてもらえる。
 - 広報パンフレットは中央で印刷されているようであるが、裁判員制度のパンフレットにしても、その中に地域の裁判所の文字を印刷するだけで、地域と密着しているという親近感を与え効果的である。
 - 県ではパンフレットの一部分を地方版として、各出先機関で連絡先等を入れるとか活用できるようにしている。
 - パンフレット等に各裁判所の名称等をゴム印で表示したりしている。
 - 「家事事件のしおり」等の手続き案内のパンフレットの配布先をもう少し広げられてはどうだろうか。離婚等の家事事件の代表的な手続について調停から裁判への流れが分かるものがあったが方よい。また、「調停、審判などで決まった養育費の支払を受けられない方のために」は、よく利用しているが、女性相談センター等にも送付されてはどうか。
 - 一般的に、その道の専門家がつくるパンフレットは、分かりづらいといわれている。できあがった段階で、素人のチェックを受けるとかして知識のない人にも分かるようなものを作らないとパンフレットとしては役に立たない。

- パンフレットの内容にもよるだろうが、病院、駅とかに置くのも待ち時間を利用して手に取る人が多いと思われる。配布先を見直してみる必要もあるのではないか。
- 手続関係のパンフレットは事件の流れがかいつまんで説明してあり、相談業務にあたっているところに重点的に配るのがいいのではないか。
- 本来はターゲットによってパンフレットの種類が違う方がよい。
- いちばん知識のない人を基準として作成したほうがよい。
- 家庭の主婦は情報が届きにくいのだが、家庭の中に入り込んで情報提供するにはどうしたらいいだろうか。待っているだけではなくてサービスしていくこともこれからは求められるのではないか。
- どうすればよいか分からない場合には、アンケート等により実態あるいはニーズを把握するのもひとつの方法である。
- 最近の傾向として、制度とか手続が分からないときには、民生委員等に相談するよりメールとかネットで調べることが多いと思われる。ホームページの中にメール相談のアドレスを設けるとか、特定の電話相談窓口を設けるとかも時代の流れのような気がする。
- 手続の案内については、家事事件の申立方法の説明や申立書用紙や記載例をファックスで簡単に取り出せる家事事件手続案内サービスを行っている庁もある。これからは家庭にいて情報を得る手段を考えていく必要があるように思う。
- 手続関係のパンフレットを配布しても読んで理解できる人はなかなかいない。手続を説明した広報ビデオがあれば、ダビングして各機関の相談窓口で流してもらうというやり方はどうだろうか。
- 官公庁のパンフレット全般に言えることだが、文章が硬すぎるので読みづらい。また、系統的なものが作れないか。
- 表紙もあまり仰々しいと手に取りにくい。

(5) テーマ「調停委員の研修のあり方について」

松江家庭裁判所の調停委員の研修の現状について、事務局長等から説明を行った

事務局長説明

- ・松江家庭裁判所主催の研究会、研修会
- ・最高裁判所主催の協議会

委員（調停委員）説明

- ・調停協会主催の研究会等

意見交換の内容は次のとおり

- 本庁では、月に一度調停委員の自主研修が行われているようであるが、支部ではどうか。

- 支部によってまちまちであるが1～2箇月に一度、少ない支部でも年に数回は実施されていると思う。
 - ジェンダーに関する研修は、新任の調停委員の研修会で毎年専門の外部講師を招いて行っている。
 - 研修の実施状況の報告等を伺っても熱心に取り組んでおられることから、現在の調停委員の資質は向上していると思われるが、数年前DV被害者の女性の相談を担当しているところは調停委員に対する不満を耳にすることが多かった。専門用語を早口でしゃべられると理解できない当事者が多い。調停委員に求められるものは、当事者の理解度を見ながら相手の立場になって進めていく力量であろう。DVがらみのケースの場合は、人権を侵害され窮地に立って訪れている当事者も多いので、そういった女性の気持ちに立ってしっかり聴きとってほしい。
 - 今の当庁の調停委員は、時間をかけて丁寧に当事者の話を聞いていただいている。
 - 研修会等の講師は誰が行うのか。
 - 基本的には内部講師で裁判官、首席書記官、首席家裁調査官などである。ジェンダーに関してはそれにふさわしい専門の講師を外部から招いている。
 - 民間シェルター等の相談員を講師として招くことも考えられるのではないか。
- (6) 次回テーマの選定
時間切れとなった本日のテーマである「調停委員の研修のあり方」及び新たに「利用しやすい裁判所にするための方策」が選定された。
- (7) 次回開催日時
今回は、平成18年10月17日（火）午後1時30分～4時の予定で開催されることになった。